

における女性の比率を雇用者の女性の比率で割る。直近では40%でございますから、社会保険制度の被保険者女性比率を40%で割ることになると、どこに女性が集中しているのか、どこに女性の存在が濃いのかということがわかるわけですが、こんなふうに下がってきて います。そこから、条件の良い社会保険制度では女性の陰が薄いというようなことがわかれ ます。いずれにしても、80年代の中頃からすべての社会保険制度で「1」を切っている ということは、それだけ女性の非正規化が進んでいるということで、そういう中で従来の フルタイム継続勤務を前提にした社会保険制度は空洞化せざるを得ない。どこかで歯止め をかけないといけないということでございます。

二番目の「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの矛盾ですが、これが図に示すものと連動しておりまして、第3号被保険者制度と所得税の配偶者控除制度が相まって、有配偶の女性は年収100万円前後以下の短時間低賃金の就労に誘導されている。同時に、女性全体の 労働条件は下方に引き下げられているという影響が否定できないわけです。

2ページ目にまいりまして、こういう男性が稼ぎ主であって、女は専業主婦であるとい うモデルの現行制度は、ライフスタイルが多様化しつつある中では種々の不合理を露呈し ているだけではなくて、ライフスタイルの選択に対して中立的でないという矛盾が先鋭化 しているということです。

「3」のところは、こういう年金が良いのではないかということで、簡単に言えばスウェーデン型ということですが、ミニマム年金を導入するとすれば、前回、山崎委員のお話 にもありましたように、夫婦について、いわゆる2分2乗というような年金分割をしない とおかしなことになる。

ここでゴジックで小さく書いたのは、事務局が用意してくださった資料から抜き出した ものですが、ドイツでは76年以来、離婚時に年金分割をしてきておりますが、2001年の年 金改革では離婚しない場合にも任意で年金を分割できるようにした。イギリスでも99年に 離婚時の年金分割が導入された。離婚の時だけ分割を認めるのは離婚を促進するくらいが ありますから、ライフスタイルの選択に対して中立でないというわけで、ドイツの2001年 改革は合理的であると思われます。

「4」のセクションは、他のいろいろなご提案に対するコメントになるのですけれども、 間接税を所得保障の財源とするのは余り合理的でもなく効率的でもないというのが私の考 え方です。負担の軽い部分に負担を求めるべきとすれば、日本の租税、社会保険料の負担 をGDPに対する比率で見て、個人所得税が主要先進国の中で最も軽くGDPの5%から 6%、これはアメリカの半分の水準です。社会保険料は10%程度で中位で、アメリカより

は高く、ヨーロッパのいくつかの国と並ぶ負担率。他方で、消費税はヨーロッパ諸国よりも低いがアメリカ並みということですから、一番軽いところから取ると言えば個人所得税ではないか。

しかも消費税負担は平均的には重くないが、逆進性を持っております。「消費性向」は低所得層ほど高いですから、比較的低所得で子育てをしている世帯や今日の資料でも出てまいりました高齢無職世帯の消費性向が100%を超えております。生産年齢人口でも母子世帯の消費性向は100%を超えている。そういう世帯に対して消費税負担は不釣り合いなまでに重いことを銘記したいと思います。

それから、3ページの真ん中辺です。年金制度の中でも育児支援をしたらどうかというご提案が聞かれるわけですが、むしろ保育サービスの拡充や女性の再就職保障といった施策を充実することが本筋ではないかという趣旨を書いております。これは、ドイツの例を見ますと、いわゆるベビーヤーレ、子どもを一人産むと年金に何年分加算されるかというので、ドイツでは世界でも最も手厚い措置をとっておりますが、他方で特に低年齢児保育というところの共働き支援が手厚いとは言えない国である。ベビーヤーレ1年間だけというので始まったのが85年だと思いますけれども、その後もドイツは世界で最も出生率が低い国一つであり続けていることを考えれば、ベビーヤーレ的な措置を入れるということがどれだけ有効なのか。私の持論は、児童の生活保障のためには、直接の現金給付である児童手当を拡充すべきである。

資料3-2のペーパーに移っていただきますと、日本の勤労者家計の特徴を国際比較で見ますと、これは図1でございますけれども、世帯主勤め先収入の比率が高く、世帯主配偶者の収入の比率が低い男性稼ぎ主タイプになっているということです。なおかつ社会保障給付の比率が低いところに特徴がございます。要するに家計の世帯主の会社への依存度が高いということでございます。

「2」に「児童支援パッケージ（C B P）とは」何かという説明をさせていただきました。現金給付、所得税制、tax expenditure、サービスなども含めて児童支援パッケージと呼んで、これを国際比較しますと、図2のようになります。ケース1、ケース2、ケース3というのは、これは所得が低い人、中位の人、高位の人というので比べておりますが、どこで見ましても、日本は企業が支給する家族手当の扶養児童分を含めても、ギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで低いということを銘記すべきである。

ではC B Pが厚い国は、どういう制度を持っているかというと、所得制限のない児童手当制度を持っています。税制がC B Pに占める比重は当然のことながら比較的高所得者で

大きくなっている。

それから、図2では、辛うじて日本はプラスになっておりますが、住宅費を控除するとCBPはマイナスになってしまいます。低所得者にとっては住宅費が重く、比較的高所得者にとっては住宅費と教育費が大きい。教育費と住宅費を入れますと、日本は子どもを産んで育てている世帯が罰（パニッシュ）されている国であるということになります。

このCBPと出生率はどう関係しているかといいますと、出生率の変化を見ると、80年代においてはCBPの低い国では出生率が低下した。図3のとおりで、右下がりの相関関係になっております。

政策的インプリケーションとしましては、CBPを高めたければ、所得制限のない児童手当が重要になる。日本では住宅政策、教育の支援というところが重要になってきます。税制を通じるCBPというのは、低所得者にとっては有効性が小さいので、tax expenditureよりは財政支出なりサービス給付なりで行くべきであろう。

最後はおまけなのですが、男女賃金格差の小さい先進国と言われるような国では出生率は高くなっています。こういうあたりにも総合的な少子化対策の眼目はあろうと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

駆け足になりましたけど、ありがとうございました。次に、岡本委員と矢野委員との共同のペーパーでございますが、よろしくお願ひいたします。

○ 岡本委員

今日申し上げたいのは前半の2ページでございますので、そこは読ませていただきまして、後の3ページのところは言葉少ないコメントにさせてもらいたいと思います。公的年金制度改革の在り方につきまして、総論的といいますか、問題提起としてご説明をしたいと思います。

社会保障制度を持続可能なものとしていくための社会的的前提条件は、経済社会の活力の維持・向上であり、それは経済活動の担い手である現役世代の健全な勤労意欲と心豊かな日々の生活の確保と、活発な企業活動に負うものである。

公的年金だけでなく、医療・介護等を含めた現在の社会保険料負担は、既に現役世代・企業にとって相当重い負担になっている。安易な社会保険料の引上げを行うことなく、税負担を含めた国民負担率の上昇を今後政策的には極力抑制していく必要がある。

急速に進みつつある少子高齢化や、低成長への移行などを勘案すると、現行の公的年金制度を前提にした場合、たとえ現役世代が納得のいく、合理的な範囲で負担を増加させた

としても、将来の給付水準の低下は避けられないと判断される。

財政再計算の都度、このような形で給付と負担の調整を繰り返すことは、公的年金制度に対する現役世代の不信感と不安感を徒らに助長するだけでなく、現行制度において既に顕在化している既裁定者と現役世代の間の不公平を一層拡大させることになると心配されます。

このような認識の下、次回改正では従来型の制度の手直しにとどめるのではなく、制度改革に対する打ち止め感が出るような、そういう改革をすべきだと思いますので、次のような視点を持って制度を改革するのが良いのではないか。

(1)負担に軸足を置いた持続可能な制度の構築

次回の制度改正にあたっては、保険料の負担の側面に軸足を置くこととし、保険料負担については将来にわたり固定することを制度の基本とすべきである。その際、事前に定められた国民に分かりやすいルールによって給付水準ができれば自動的に調整される仕組みを導入することを検討する必要がある。

保険料を将来にわたって固定するとともに、分かりやすいという視点から、モデルとなる給付水準のルールを国民に明示することにより、負担と給付の関係が現役世代の人に分かりやすいような制度に変えていくべきである。

(2)財源の峻別による分かりやすい制度の確立

これは前回も申し上げましたが、国民皆年金と位置付けられているはずの基礎年金について、現在、第1号被保険者の未納・未加入の問題により、結果として第2号被保険者であるサラリーマン・企業への負担転嫁が行われており、基礎年金部分と報酬比例部分が一括して保険料徴収されている第2号被保険者の制度に対する不信感が高まっている。

そもそも基礎年金部分と報酬比例部分については、それぞれが持つ意義と役割が異なる上、所得捕捉の問題が解決されていない現状では、財源面で完全に峻別を行い、基礎年金の財源は、全ての国民が公平・公正に負担していくべきである。

(3)公私の年金の役割分担の見直し

公的年金を取り巻く客観的状況を考えると、今後は、公的年金の給付水準が老後の家計を十分に賄う水準にはなり得ないことが想定されるので、それ故にこそ、国民一人ひとりが自立・自助の精神に立脚して、若年から公的年金を受給するまでの長期の現役時代に、老後の準備をすることを日本社会の規範とし、そのために必要となる社会的諸制度の整備・充実を進めるべきである。

とりわけ、企業年金や個人年金による自助努力を促進する必要があり、確定拠出年金の

利便性の向上など、税制を中心とする政策的インセンティブを積極的に付与していくべきである。

(4)聖域なき給付水準の適正化

次回とありますが、言葉がおかしいかもわかりません。

年金制度の破綻を防止し、年金制度を中長期的に持続可能な制度を構築するにはどうすればよいかというのが、今回の制度改正の本質の議論でございます。

その意味では、現役世代の負担の在り方、将来の給付の在り方を議論するだけでは議論は完結しない。年金制度の維持・存続は、既裁定者を含む国民全層が協力し、努力してはじめて解決できる国民共通の課題であると認識すべきではなかろうか。既裁定者も現役世代の負担の痛みの一部を分かち合う気持ちを持ち、また世代間のアンバランスを縮小させることにより、社会の全層が互いに公的年金制度を通じて理解し合える社会を構築することが望れます。

私はこの破綻に直面しつつある現在の公的年金をどう持続可能なものにするかということは、国民の全層、全世代が、連帶の精神でもってこれを解決するのだというような社会にしていきたい、こんなふうに思うわけでございます。

3ページ以降については、従来から申し上げていることを書いておりまして、その反論についても、今日も出ておりますが、基礎年金の見直しにつきましては、財源を間接税方式ということも検討するに値するのではないかということを申し上げております。これは大澤委員その他の方からのいろんな問題点の御指摘もございます。

それから、国庫負担1/2 の引上げも、できるだけそうして欲しいということは申し上げておきたいと思いますが、安定した財源をどう確保するかという問題について、まだまだ議論ができておりませんので、そういう問題は当然含んだ上での提案でございます。

報酬比例部分の見直しにつきましては、積立方式等々のやり方も十分検討すべきではなかろうか。これにつきましては、二重の負担の問題等々の指摘もございますので、そうしたものも今後議論していくべきだと思います。

それから、「4. 年金と税制」についても前回申し上げたことと変わっておりません。拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を税の原則として徹底すべきであろうと思います。そういう点からも、特別法人税等については問題がございますし、公的年金等の控除についても議論はすべきだと思っております。

「5. 年金と少子化」でございますが、私は少子化対策を年金問題の中に閉じ込めて議論を小さくすることは反対でございまして、今日、大澤委員もご指摘ございましたけれど、

社会全体としてどうしていくのかという視点で議論しませんと、非常に矮小化されますので、そういう意味で、余り年金の財源とか年金制度との関連だけで問題を深堀りすることでは良い解決策は出てこないのではないか、こんなふうに感じております。

「6. その他」のところはひとつお読みいただきたいと思います。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。続きまして、翁委員からお願ひいたします。

○ 翁委員

「年金改革への意見」。まず私が重要と思っています「1. 改革の視点」ということで二点ほど申し上げます。

長期的に安定的な制度構築が非常に重要だと思っておりまして、従来型の給付建て・賦課方式の年金に、拠出建てや積立方式の要素を取り入れることによって、少子高齢化と経済の長期的な低成長という年金制度に対するプレッシャーに耐えられるような制度構築を考えるべきではないか。

ただし、その手法は二通りありますて、一つは、二階部分に確定拠出型または積立方式の要素を入れるというやり方と、もう一つは、二階部分を薄くして、既存の確定拠出年金を膨らませていくという手法が考えられると思います。ただ、どちらの手法にせよ、既に確定拠出型年金がスタートしているので、これ以上制度を複雑にさせない工夫が必要だと思っています。

もう一つの視点は「若年層や現役世代の年金不信を除去する方向で改革を考えるべき」ではないかと思っております。

「2. 具体的な方向性」につきましては、ここでも書きましたように、我が国でも、スウェーデンの改革の次のような点を参考に制度改革を検討すべきではないかと思います。ただし、我が国で考えていくためには、いろいろ留意すべき点がありまして、これらについて議論を深めるべきではないかと思っております。

まず一点目が「拠出型（確定拠出）型賦課方式の導入」という点でございます。このメリットは、みなし運用利回りによって、個々人の拠出と給付を結びつけて、これを開示していくことによって若年層の年金不信を解消するという点があると思います。同時に給付建て（確定給付）から、制度を解き放つことによって、年金財政にかかっているプレッシャーを緩和するというメリットがあると思います。ただ、留意点としては、以下のような点が挙げられると思います。

これを厚生年金について導入した場合に、みなし運用利回りの水準をどの程度に設定す

べきかという点だと思います。スウェーデンの場合は、これを一人当たり名目賃金の上昇率ということで考えていますが、これは高齢化を織り込まない形になっていまして、その他の国、例えばイタリアなどでは、社会全体の総賃金の上昇ということで考えているようで、これについては高齢化を織り込んだような形になっています。これから急速に高齢化が進んでいく場合に、このみなし運用利回りの水準をどういうふうに設定すべきかという点があるかと思います。

もう一つは、既に我が国では、保険料の段階的な引上げが決定していまして、これを将来に向けてだんだん引上げを行っていて、引上げが完了した時点で中期的に拠出額を一定にするというような考え方で対応するということがあり得るかと思います。それから、先ほど厚生労働省の方からご説明ありましたように、オレンジレターというもので、個々人に拠出と負担の関係を毎年開示しているようですが、こういったデータを開示していくコストの問題があるかと思います。

それから、スウェーデンの場合は、当初の年金額を計算する時に、65歳時点での平均余命を前提に給付を決定しているようなのですが、それ以上、長生きしてしまうとそのリスクに制度の設計によっては適用できない弱点が出てしまうことがあるかと思います。ただ、これは後に述べますような、自動安定化装置みたいなものを工夫すれば若干防げるという可能性はあるかと思います。

二点目の特徴としては、「一部積立方式に移行」しているという点でございます。これは保険料の一定割合を原則として民間の年金制度に強制加入させるという手法で、一部民営化するということが可能になるという点でございます。このメリットとしては、賦課方式は高齢化に弱いと言われていますが、これを一部積立方式にし、しかも個人勘定として自由に運用先を選択できるというような点であるかと思います。ただ、留意点としては、積立方式の導入規模をどの程度にするのか。過去勤務債務について、給付カットで対応可能な程度しか積立方式を導入できないというような可能性もあるかと思います。それから、積立方式をどのぐらい入れるかによって、マクロのレベルでの貯蓄率への影響などにも配慮する必要があるかと思います。

3番目が「自動安定化装置の導入」という点でございます。これは予想以上に少子高齢化が進んだり、名目成長率が低下した場合には、スウェーデンでは給付が自動的にカットされる仕組みがビルトインされています。こういったものを入れることによって、長期的な安定を確保することを狙っているわけでございます。これは制度設計によっては、少子化の進行を遅らせるインセンティブとして作用する可能性があるかもしれないと思ひ

ます。また、財政再計算のたびに頻繁に給付と拠出を見直し続けることに起因する年金不信からは脱却できる可能性があるのではないかと思います。

ただ、留意点としては、どのような安定化装置をビルトインするのかという制度設計の在り方が非常に重要になってくるかと思います。仮にそういったものをビルトインするとしても、給付カットの限界をどの程度としておくのかということもあらかじめ決めておく必要が出てくるかと思います。

4点目で参考になると思われるのは、「国庫負担の考え方」かと思います。政府が保証した一定水準額に年金給付額が達しない場合には、低所得者に対して「最低保証」としての年金を給付する財源として国庫負担を位置付けるという考え方でございます。こうした対応によって老後保障に対するセーフティネットとして国庫負担の位置付けを明確にしているという点があるかと思います。

ただ、ここで留意点として所得把握の問題があるかと思います。サラリーマンと自営業者に関して、所得把握の正確度が相当違うという現状を前提にして、どういうふうにこういった考え方を入れていくかという点があるかと思います。

スウェーデンに関しては、他にもいろいろ参考する点があると思いますが、主に財政方式という点に集中して意見を述べさせていただきました。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。席順は違いますが、次は神代委員にお願いします。

○ 神代座長部会長代理

私は一枚ですから、読んでいただければ書いてあることは自明だと思いますが、少し考え方を説明させていただきたいと思います。確か二回前の意見の時にも申し上げましたが、年金制度の改正を考えていく場合の基本的な視点として、世代間の助け合いという旧来的な伝統的な原則と、世代間の公平という原則をどうやって調和させるのかということが一番難しい問題だと思います。

私は、前回の年金改正の時に参議院で意見を述べた時にも、そこに書いてありますように、「スウェーデンの改正に準じた」と書いてあります。今、翁さんのご意見もいろいろありましたように、参考にできる点と、そのままでは無理な点といろいろありますし、どこまで、どの水準で、保険料水準を固定できるか、もう少し詰める必要があると思いますから、細部はまだ留保しますが、それに準じた改正をした方が良いというのは、既に前から言っておりましたので、今回も、今申し上げたように、インターナショナル・ソリダリティーだけでなしに、インターナショナル・エクイティーという二つのプ

リンシブルをどうやって調和するかという観点から、このスウェーデン方式を是非参考にしたいと思います。

そのためには、現行の給付水準そのものの見直しということも含めて考えざるを得ないだろうと思いますし、既裁定年金についても、見直す必要を少なくとも相当踏み込んで検討させるを得ないと思います。前回、資料が出ておりますように、最高裁の判決等もありますので、憲法29条との関係で慎重にこの辺はもう少し詰める必要があると思いますが、私は仮に既裁定年金が財産権の一部であると考えられるとしても、それを制限する十分な公共的な必要性があると個人的には考えております。

もう一つ、最後のところで、公的年金のあるべき水準ということを考える場合に、生活保護基準や所得代替率ということが、ベンチマークになることは当然なのですから、先ほど事務局の説明してくださった資料の中でも、所得代替率という概念を、公的年金に限って、かつ平均水準だけで議論をしているわけですね。実は所得代替率を公的年金のみに限って平均だけで見るという見方に非常に問題があると私は思います。もともとリプレースメントレシオという考え方とは、老後の様々な所得を全部合わせて、退職時の様々な所得（特に給与所得）に対してどれくらいの収入があるかということを、やめる前と実質的に同じ生活水準を確保するという意味で、必要な老後生活費を所得階層別にきちんと計算をして、アメリカの大統領委員会等は出しております。

残念ながら、日本の政府はどこでもそういう計算は從来やっていません。すぐ、やれといつてもできないと思いますけれども、考え方としては、所得代替率はもともと所得階層別に、あらゆる所得源泉を含めて考えているということをきちんと踏まえた上で、現状で入手可能なデータは平均値の公的年金に関するものしかないという場合もありますから、それはやむを得ないと思いますが、年金の給付水準を考える場合には、是非オーソドックスな、たまたま私がよく見たのはアメリカの大統領委員会の数字ですけれども、そういうものが基本になっている考え方だということをもう一度よく考えてやった方が良いと思います。

これはO E C Dの「エージェンジ・アンド・インカム」というリポートが、今年の初めに出ました。これは日本の人を中心になってまとめた報告ですから、お読みになっている方も多いと思いますが、あのリポートも、基本的には私が申し上げたような包括的な所得代替率の概念で分析をしております。特に、日本は、大企業は退職一時金や企業年金が非常に恵まれています。そういうところと、何にもない中小企業と一緒にして平均して議論するのは日本の年金制度の将来を考えるのに間違った結論を導きやすい。そういう意味で

も、いろんな所得源泉を含めて、所得階層別にきちんとデータを把握してやるのが理想であります。国税庁のデータがどの程度利用できるのか知りませんが、国税庁のデータを使えば、私はできないことはないと思います。

それだけにしておきます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。次は近藤委員、お願いいいたします。

○ 近藤委員

それでは、ペーパーを簡単にまとめてありますので、ちょっと補足しておきたいと思います。スウェーデンの年金改革の自動的に給付水準を調整するという考え方は、我が国でも導入した方が良いのではないかという考えを持っています。ただ、環境の変化が大きい場合に、給付水準が限度を超えて下がってしまうということがあるので、下限を一体どうするかというのが大きな議論になると思います。その限界となるのが、ILOの102号条約があるのですが、これは30年加入の熟練労働者が40%という形になっているのですが、これを40年か45年かでもう一度洗い直した形で何か考えた方が良いのかなという気がします。

それから、保険料について、最終保険料に到達させるのに、景気がよくならないと保険料上げられないとかいろいろな意見があるのです。この景気への配慮というのは非常に重要なことは思うのですけれども、これから景気が良くなつたからといって、従来どおりベースアップがたくさんあって、定昇がたくさんあってという時代ではなくなります。この10ページの資料を見ても、平均賃金が日本はべらぼうに高くなっている。こういうような状態の中で、上がるわけではないわけです。我々が40歳の時には、年金は60歳になつたらいくらぐらいもらえるか、大体自分でわかったわけです。今はどんどん下がつてしまつてわからない。それよりも安心感を与える意味で、上げるものは上げて、そのかわり年金はいくらぐらいのものがきちんともらえるのだよということが明示される方が生活設計がきちんとできるのではないか。是非凍結の問題や物価スライドの問題、法に基づくものはきちんと実行していく。特に景気が良いとか、悪いとか判断するのは非常に難しいので、これは主観になつてしまうので、年金制度というのは主観でやっていくと、財政的に必ず問題が出てきますので、是非その辺はすっきりした形にしていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次に杉山委員からお願いいいたします。

○ 杉山委員